

第 3 次

南阿蘇村教育大綱

(令和7年度～令和11年度)



令和7年4月

熊本県南阿蘇村

目 次

1	大綱策定の背景	P 2
2	大綱の位置づけ（定義）	P 2
3	大綱の基本的な考え方	P 2
4	大綱の期間	P 2
5	大綱の基本理念	P 3
6	基本方針の展開	P 4
	（1）学校教育の充実	P 4
	（2）社会教育の推進	P 5
	（3）健全で心豊かな子供の育成	P 6
	（4）人権教育の推進	P 7
	（5）地域文化の振興	P 7
	（6）スポーツの推進	P 8
	（7）防災教育の推進	P 9

1 教育大綱策定の背景

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正（平成27年4月）に伴い、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることとしています。

本村においては、第1次教育大綱（平成27年度～令和元年度）、第2次教育大綱（令和2年度～令和6年度）において、本村の目指すべき教育の実現に取り組んできました。

今次、これまでの方針を受け継ぎ、総合教育会議において、村と教育委員会が協議・調整を尽くし、第3次教育大綱（以下「大綱」という。）を策定いたしました。

なお、本村では本大綱をもって村の教育振興基本計画としています。

2 大綱の位置づけ（定義）

教育大綱は、地方公共団体の教育に関わる総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策を策定するものではなく、本大綱に沿って、村行政及び村教育行政が一体となって推進していくべき基本方針を記したものです。

なお、地方公共団体の長は、大綱を定める場合は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第3項に基づき、策定しています。

また、本大綱は村の最上位計画である「第2次南阿蘇村総合計画」（後期基本計画2022年度～2025年度）の将来像の実現に向けた教育関連施策の基本方針となります。

3 大綱の基本的な考え方

本大綱は、第4期教育振興基本計画（2023年度～2027年度）における基本的な方針「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」の実現に向けた方針について、本村の実情に応じた総合的な教育行政の推進を目指し、策定しています。

4 大綱の期間

この大綱の対象期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。ただし、今後の教育を取り巻く環境の変化や施策の進展状況などを踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行います。

5 大綱の基本理念

「頑張るあなたが輝く 南阿蘇村」を目指し、本大綱は本村教育の振興発展の指針であり、「人」、「教育」を後世に引き継いでいくための礎を築きながら、一人一人のウェルビーイングを向上させ、希望にあふれる新しい未来を創造する人材の育成に努めてまいります。

そのために、教育施策の進むべき方向性を示す以下の7つの事項を基本方針として取り組んでいきます。

- (1) 学校教育の充実
- (2) 社会教育の推進
- (3) 健全で心豊かな子供の育成
- (4) 人権教育の推進
- (5) 地域文化の振興
- (6) スポーツの推進
- (7) 防災教育の推進

6 基本方針の展開

(1) 学校教育の充実

学校教育においては、教育内容の充実、学習環境の改善、学校施設の整備等を図り、学校・家庭・地域・子供・行政の五者が連携し、「南阿蘇の子供は南阿蘇で育てる」を基本理念に揚げ、楽しく安全に充実した学校生活ができるよう取り組みます。

① 教育内容の充実

「持続可能な社会の創り手の育成」の実現のために、「知・徳・体のバランスのとれた生きる力」を育み、「主体的・対話的で深い学び」の視点で授業改善・充実に取り組むことで、日常的に児童生徒の資質・能力を培います。

(重点的な取組)

ア 確かな学力の育成

- ・「主体的・対話的で深い学び」を実現するための授業改善に向けた訪問指導
- ・1人1台端末の更なる活用促進を図るための支援
- ・学校教育支援員や外国語講師の配置
- ・中学生を対象とした「放課後英数教室」の実施

イ 豊かな心を育む教育の充実

- ・道徳の時間を要としてすべての教育活動を通して行う道徳教育の推進
- ・学校図書室及び「LOOP みなみあそ」にある図書室の利用促進
- ・地域の自然や伝統文化に触れたり、地域住民と交流したりする機会の推進

ウ 健やかな体の育成

- ・小学校教科体育における、基礎体力向上を目的としたSAQトレーニングの導入
- ・中学校部活動地域展開に伴う体制整備

② いじめ問題・不登校の未然防止や解決に向けての指導体制支援

いじめや不登校、問題行動等の未然防止や早期解決に向けて、小中学校及び村教育支援センター等との連携を深め状況を共有し合うとともに、具体的な対策を検討し、組織的・計画的な対応を支援します。

③ 教育環境・学校施設の整備

今後の教育DX化に合わせて「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善に向け、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を目指します。また、学校施設は子供たちの学習の場であるとともに、地域にとっても安全・安心なコミュニティとしての防災拠点であることから、関係部局と連携して衛生・安全面にも配慮し、子供たちをはじめ利用者が安心して快適に過ごせるよう学校施設の整備を進めます。

③ グローバル人材の育成

豊かな語学力の向上を目指し、令和2年度から教科化となった小学校5・6年生の外国語科（英語科）及び小学校3・4年生での外国語活動や、小学校1・2年生での英語活動に柔軟に対応するため、英語講師やALTの配置を継続し、早い段階から外国語に触れ親しむことを支援します。

⑤ コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の支援

保護者や地域住民の学校運営への参画促進や連携強化を進め、熟議を通して積極的に学校教育に関わるとともに、学校と保護者、地域住民との信頼関係を深め、一体となって児童生徒の健全育成に取り組む地域とともにある学校づくりを支援します。

⑥ 地域学校協働活動の充実

将来を担う子供たちを学校、家庭、地域、行政等五者が一層連携して育成するとともに、学校を核とした様々な地域住民や団体等との有機的な協働活動の充実により、地域コミュニティの活性化を支援します。

⑦ 地域の特色を生かした教育内容の充実

南阿蘇の豊かな自然環境や未来に繋ぐべき持続可能な社会の実現に不可欠な学習内容について、実際に見学したり専門家を招いたりして体験的に学び取る学習を推進します。

（重点的な取組）

- ア 阿蘇ジオパークを生かした学習支援
- イ 再生可能エネルギーの学習支援
- ウ 水資源や生物多様性に関する学習支援
- エ その他、SDGs 未来都市に関わる学習支援

（2）社会教育の推進

村民の誰もが心豊かで生きがいのある人生を送るためには、生涯を通して興味・関心に基づく学習活動によって自らの個性や能力を伸ばすとともに、その成果をいつでも地域社会の中で活かせるような環境づくりや仕組みが必要です。「誰もがいつでも主体的に学べる村」、「住民が交流し支え合う、生き生きとした村」づくりの視点で、生涯学習を推進します。

① 生涯学習講座の開催

生涯学習の一環として、高齢者が生きがいを持ち、各自の興味・関心に通じる学習活動を通して健康で明るく楽しい地域づくりを推進するとともに互いを認め合う、豊かな

人生を送る一助となるよう高齢者学級を開催します。また、地域住民を対象とした生涯学習機会の創出を目的として複合施設「LOOPみなみあそ」にある図書室の主体的な企画事業である「南阿蘇学講座」等を開催し、全ての村民が学び続け自己を高めていくことでよりウェルビーイングの向上に繋がるような生涯学習を支援します。

② 生涯学習関連施設の整備

文化的で心豊かな村づくりを支える学びの場や、積み重ねられてきた知恵が行き交う拠点でもある長陽中央公民館及び久木野総合センターの整備を行うとともに、各地域のコミュニティ拠点としての自治公民館を支援します。

③ 国内外との交流

国内交流では、連携市町である新上五島町や上天草市とは、相互の子ども会による合同キャンプやスポーツ協会主体によるスポーツ交流等により友好関係を深めます。また、国外との交流では、国際交流促進覚書（MOU）を交わしている台湾の東港鎮とのスポーツ交流等を推進し、互いの郷土の文化・伝統の尊重及び発展に寄与するグローバルな感覚をもった人材の育成に努めます。

④ 各種団体活動の支援

様々な文化・スポーツに主体的に取り組む組織・団体の活動に対し支援を行うことで、村民一人一人のウェルビーイングの向上を目指します。

(3) 健全で心豊かな子供の育成

健全で心豊かな子供の育成のために、児童生徒が多様な体験や活動を行うことができる環境を提供し、安全・安心な居場所の確保に努め、総合的な放課後対策を進めます。また、五者連携を基本とし発達段階に応じた体験活動など子供の主体的な活動の実現に努めます。

① 「放課後子供総合プラン」の推進

児童が、放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験や活動を行うことができるよう、「放課後子供教室」と「放課後児童クラブ」が連携し、地域住民の参画を得て、学習や体験・交流活動あるいは創造性を養う適切な遊びの場の充実に努めます。

② 体験活動への支援

本村の自然や産業など地域資源を活用した様々な体験活動や、各地域で取り組まれている伝統的な継承活動を充実させ、一人一人のウェルビーイングの質を高めます。また、子ども会活動等を通じた連携市町との交流により、社会的で礼儀正しい豊かな人間性・社会性を育てます。

③ 情報モラルの育成推進

スマートフォン・SNSの普及に伴い、子供たちがインターネットを介したトラブルや犯罪などに簡単に巻き込まれてしまうような新たな社会問題が生じている中、これまで以上に情報モラルやフィルタリング機能等について理解促進を図るとともに、学校等の取組に併せて家庭でも情報モラルについての話し合いの場など、自ら考え行動する学習や取組の充実を図ります。

(4) 人権教育の推進

これまでの取組の成果や手法を踏まえて、村民一人一人が差別のない明るく楽しく充実した暮らしができるむらづくりを目指し、学校・家庭・地域・行政等が一層連携して更なる人権意識を高めるための取組を進めます。

① 人権教育・啓発活動の推進

「みなみあそ元気フェスタ」の開催と併せて行う人権啓発講演会の継続的な開催や、村内外で開催される人権教育研修大会に計画的に参加するなど、村民一人一人があらゆる差別の根絶を目指す取組や活動に参画し、互いを尊重しあい自分らしく生きることができるよう人権教育・啓発を推進します。また、人権カレンダーの全戸配布や日常的に目にするのできる啓発グッズの配布活動は、取組の柱の一つとして今後も継続します。

② 子ども会学習会の開催

村内の小中学生を対象に、子供たち一人一人が互いの人権意識を向上させることを目的として学習会を開催し、人権意識と基礎学力の向上に向けた取組を支援します。

(5) 地域文化の振興

ふるさとの歴史など地域文化を後世に残していくために不可欠な担い手を育成するとともに、優れた文化に直接触れることができる機会の創出に取り組みます。

また、文化財の継承については、「南阿蘇村文化財保存活用地域計画」に則り、これからの時代にふさわしい保存と活用のあり方に向けた調査や保存・活用等の事業を推進します。

① 伝統文化の保存と活用

人口減少等の影響により継続・維持が困難となる可能性のある伝統芸能等を継承する団体に対して、持続可能な継承策とその活性化を促進するための支援を行います。

② 文化財の保護・整備・活用

村内にある歴史的文化財の保存活用のために、文化財保存活用地域計画を作成し、総合的・包括的に国や県と連携して、地域の未来を豊かに切り拓いていけるよう意図的・段階的に文化財の保存活用に努めます。

(重点的な取組)

- | | |
|---------------|------------------|
| ア 指定文化財の保護・整備 | エ 未指定文化財の洗い出しと整備 |
| イ 世界文化遺産登録の推進 | オ 文化財に学ぶ機会の創出 |
| ウ 歴史民俗資料館の整備 | |

③ 文化活動推進への支援

児童生徒を対象に、優れた舞台芸術等を鑑賞する機会を通して、豊かな感性や情操の涵養に資するよう支援します。また、村民に向けた芸術に触れる機会の創出に努め、村内全域で開催される様々な文化イベントに関わることや、個人が作成した作品を公共の場で展示すること等によるアートを通じた地域振興に興味・関心が高まるよう支援します。

(6) スポーツの推進

村民球技大会など広く村民が参加できる各種スポーツ事業の開催や、スポーツ施設の計画的な整備・充実・改修に努めることを通して、村民の誰もが生涯にわたってスポーツに親しみ楽しむことができる環境づくりを推進します。また、指導者の育成のために、各種研修会を開催します。

① 南阿蘇村スポーツ協会及び「クラブ南阿蘇」の活動支援

スポーツを通じ村民の体力向上及び健康増進を図り、競技スポーツを振興し競技力を向上させるために、本村におけるスポーツの統一組織であるスポーツ協会の活動を支援します。また、全村民を対象とした生涯スポーツによる心身の健康増進を図るため、「クラブ南阿蘇」の活動を支援します。

② 指導者の育成、施設整備

技術の向上やニュースポーツの普及を目的として、各種組織・団体が取り組む活動を支援するとともに、中学校部活動の地域移行が進む現在、地域人材の発掘とともに指導者の育成に努めます。また、子供たちには、質の高い技術に触れて直接指導を受けることのできる機会を設けます。さらに、社会体育施設の維持管理については、老朽化が進む中、中長期的な計画を策定し、村民が安全・安心にスポーツを楽しむことができるよう適正な維持管理に努めます。

(重点的な取組)

- ア 南阿蘇村スポーツ推進委員事業
- イ 各種スポーツ研修会、講習会の開催

③ イベントの開催

村民のスポーツの振興・体力向上及び健康増進を図るため、多くの村民が参加する村民球技大会をはじめ幅広い年齢層を対象とした各種スポーツ大会を開催し、スポーツ環境の充実と機会の提供を支援します。

(7) 防災教育の推進

熊本地震等の被災体験から得た教訓を生かして、地域と学校が連携した防災教育を強化し、地域住民をはじめ児童生徒等の災害対応力を育成するとともに、防災管理に万全を期し、安全・安心な環境づくりを進めます。

① 防災教育・避難訓練の実施

各学校では、消防署や役場防災係の指導を直接受ける学習の機会を重視し、防災教育や避難訓練等を実施します。特に、中学校が毎年実施している実践的な避難所運営訓練の継続実施を支援します。また、防災教育の担い手となるべきリーダー的人材の育成にも取り組みます。

② 自ら命を守る力を身に付ける教育の推進

日常生活の中に潜む様々な危険を子供自身が予測し回避する力や、授業など教育活動中だけでなく休み時間や登下校中などにも自然災害等に遭遇することを想定し、自ら適切に対処できる力など発達段階に応じた災害への対応力を身に付けられるよう安全教育の取組を支援します。また、各家庭においては、定期的に「我が家の防災対応」について話題にするなど、日常的に防災意識を高め合う取組を推進します。